

廃棄物焼却施設の維持管理等について

1. 廃棄物処理法に基づく各種基準の遵守について
 - (1) 焼却設備の構造および焼却方法について

■ 焼却設備の構造、焼却の方法

廃棄物を焼却するときは、次の構造を満たす焼却設備を用いて適正に処理しなければなりません。この基準は焼却処理に関する基本的なものであり、焼却炉の規模や燃やす廃棄物の種類等に関係なく適用されます。(設置許可が必要な焼却施設の場合には、さらに厳しい基準(3)が適用されます。)

ア 焼却設備の構造(廃棄物処理法施行規則第1条の7)

- ・空気取入口および煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること(②③)
 - ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること(④)
 - ・廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(①)
 - ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること(⑤)
 - ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること(加熱することなく燃焼温度を維持できる性状の廃棄物のみを焼却する場合を除く。)(⑥)
-
- The diagram shows a yellow rectangular incineration furnace. Callout ① points to a top-loading mechanism. Callout ② points to the furnace chamber. Callout ③ is part of the text describing the chamber. Callout ④ points to a side air intake. Callout ⑤ points to a temperature gauge on top. Callout ⑥ points to a side fuel inlet. A chimney is shown on the right side of the furnace.

イ 焼却の方法(廃棄物処理法施行令第3条第2号イ、H23環境省告示第29号)

- ・煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること
- ・煙突の先端から火炎または日本工業規格 D8004 に定める汚染度が 25% を超える黒煙が排出されないように焼却すること
- ・煙突から焼却灰および未燃物が飛散しないように焼却すること

(2) ダイオキシン類に係る排ガス規制基準（ダイオキシン類対策特別措置法第20条、廃棄物処理法施行規則第4条の5、同法施行規則第12条の7）

排ガス中のダイオキシン類濃度は、表中の排出基準を遵守しなければなりません。

施設規模 (焼却能力)	排ガス中のダイオキシン類濃度の規制基準 (単位:ng-TEQ/Nm ³)		測定回数
	新設	既設※	
4 t/h 以上	0.1	1	(1回/年)以上
2~4 t/h	1	5	
2 t/h 未満	5	10	

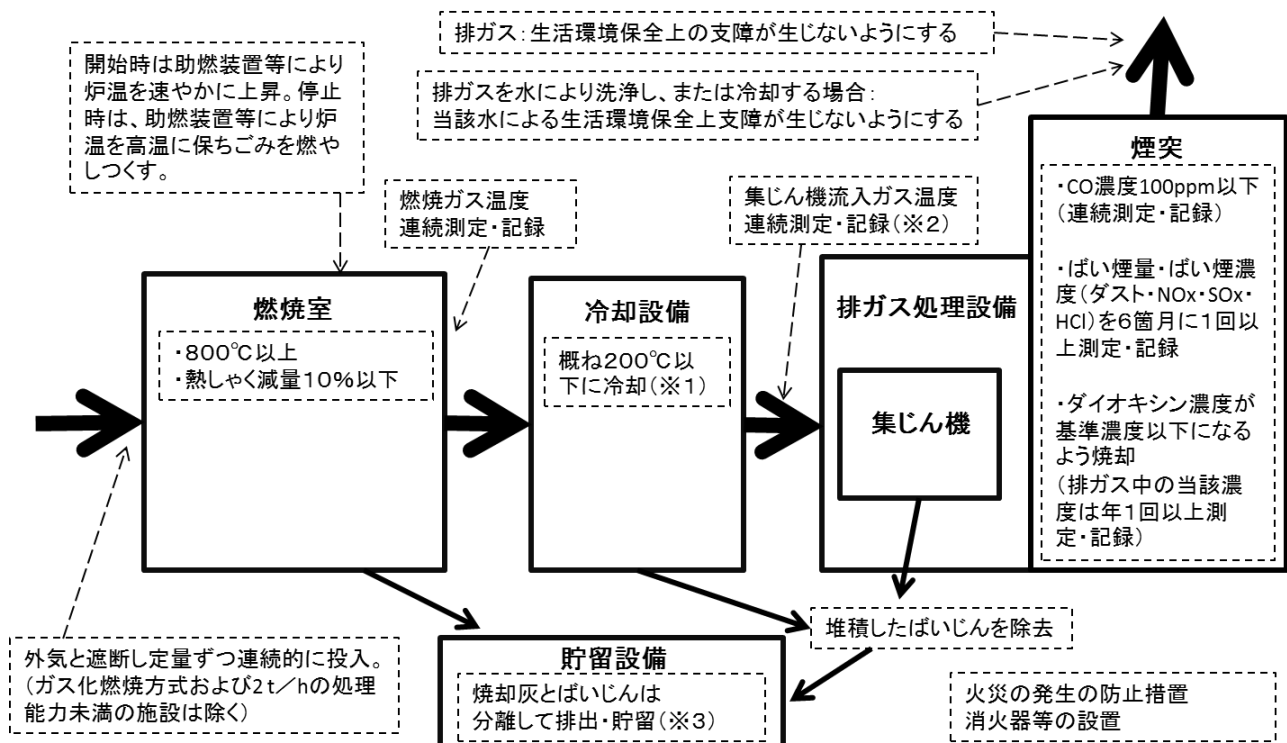
※既設とは、廃棄物処理法の許可施設にあっては平成9年11月30日に既に設置されていたもの、ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設（廃棄物処理法の許可施設を除く）にあっては平成12年1月15日より前に設置されたものをいいます。

(3) 廃棄物処理法許可施設に係る維持管理基準について

ア 維持管理基準

廃棄物処理法に基づく第8条または第15条許可設置の施設に係る基準について、これらの焼却施設の設置者は、上記(1)および(2)に加えて主に次の基準が適用されます。

(廃棄物処理法施行規則第4条の5、同法施行規則第12条の6、同法施行規則第12条の7)



※1 集じん機内で200°Cまで速やかに冷やすことができる場合はこの限りでない。

※2 集じん機内で200°Cまで速やかに冷やすことができる場合は、集じん機内の温度

※3 焼成・溶融処理の場合はこの限りでない。

溶融の場合は、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度を融点以上に保つ。焼成の場合は、焼成炉の温度を1000°C以上に保ち、温度の連続測定・記録。ばいじん又は焼却灰のセメント固化、薬剤処理の場合はばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合。

イ 維持管理計画に記載した事項

平成 10 年 6 月 17 日以降の施設設置等の際には、「施設の維持管理に関する計画」の提出が義務付けられており、この計画に従って維持管理をする必要があります。

(廃棄物処理法第 8 条の 3、同法第 15 条の 2 の 3)

(4) ばいじん等の処理基準等および委託基準について

ア 処理基準等

- ・廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を超えるものは、特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物に該当します。(廃棄物処理法第 2 条第 3 項、同法第 2 条第 5 項)
- ・特別管理（一般・産業）廃棄物のばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法の処理基準に従ってダイオキシン類の含有量を 3 ng-TEQ/g 以下とする処理（委託する場合を含む）をしなければなりません。(廃棄物処理法第 6 条の 2 第 3 項、同法第 12 条の 2 第 1 項（ダイオキシン類対策特別措置法第 24 条第 2 項による読み替え）)
- ・ただし、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、当該廃棄物のダイオキシン類の含有量に係る基準は適用されません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 15 年環境省令第 2 号）附則第 2 条)

イ 委託基準

- ・事業者が特別管理産業廃棄物のばいじんおよび燃え殻に係る処理を他人に委託する場合には、収集運搬、処分についてそれぞれ特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業のその許可を有する者に委託しなければなりません。(廃棄物処理法第 12 条の 2 第 5 項)

2. 排ガス、ばいじん、燃え殻の自主検査について

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条に基づき、ダイオキシン類濃度を年 1 回以上測定しなければなりません。測定結果はすべて県へ報告するとともに、基準超過の場合には速やかに報告してください。

(問い合わせ先)

名称	所在地	電話番号	管轄地域等
琵琶湖環境部 循環社会推進課（県庁）	〒520-8577	077-528-3474	廃棄物処理法関係
琵琶湖環境部 環境政策課（県庁）	大津市京町四丁目 1-1	077-528-3357	ダイオキシン類対策特別措置法関係
南部環境事務所	〒525-8525 草津市草津 3 丁目 14-75	077-567-5456	草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀環境事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6133	湖南市、甲賀市
東近江環境事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7759	近江八幡市、東近江市、蒲生郡（日野町・竜王町）
湖東環境事務所	〒522-0071 彦根市元町 4-1	0749-27-2255	彦根市、愛知郡（愛荘町）、犬上郡（豊郷町・甲良町・多賀町）
湖北環境事務所	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	0749-65-6653	長浜市、米原市
高島環境事務所	〒520-1621 高島市今津町今津 1758	0740-22-6066	高島市